

○ 録音反訳事務に関する規則等の対照表

規則	運用通達	訟廷管理官の下に置く係について
<p>(首席書記官)</p> <p>第3条</p> <p>4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官、裁判所速記官及び裁判所速記官補の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。</p>	<p>第1 首席書記官の職務</p> <p>1 指導監督</p> <p>(1) 首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定により裁判所書記官、裁判所速記官及び裁判所速記官補（以下「裁判所書記官等」という。）の一般執務について行う指導監督（(2)から(4)までにおいて「指導監督」という。）については、次に定めるところによる。</p> <p>ア 裁判所書記官等の事務が法律、規則、規程、通達等に従い適正かつ能率的に処理されているかどうかについて査閲する</p> <p>イ 査閲に当たっては、次に掲げる事項に重点を置く。</p> <p>(キ) 録音反訳の利用に関する事項</p> <p>2 訟廷事務</p> <p>首席書記官が規則第3条第4項から第6項までの規定によりつかさどる訟廷事務と</p>	

(次席書記官)

第4条

- 3 民事の次席書記官及び刑事の次席書記官は、裁判所書記官、裁判所速記官及裁判所速記官補の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。
- 4 家事の次席書記官及び少年の次席書記官は、裁判所書記官の一般執務についての指導監督及び訟廷事務に関し、当該家庭裁判所の家事の首席書記官又は少年の首席書記官を助ける。

(主任書記官)

第5条

- 3 主任書記官は、当該部又は部とみなされるものに配置された裁判所書記官、裁判所速記官及び裁判所速記官補の一般執務（主任速記官の置かれている部又は部とみなされるものにあつては、これに配置された裁判所速記官及び裁判所速記官補の一般執務

は、次に掲げる事項に関する事務をいう。

(18) 録音反訳に係る庶務に関する事項

第2 次席書記官の職務

1 首席書記官の補佐

次席書記官が規則第4条第3項及び第4項の規定により首席書記官に対して行う補佐は、首席書記官が規則第3条第4項及び第5項の規定により行う職務のすべてに及ぶ。

第4 主任書記官の職務

1 指導監督

主任書記官が規則第5条第3項及び第4項の規定により裁判所書記官等の一般執務について行う指導監督については、第1の1に定める首席書記官の例による。

2 訟廷事務

を除く。)について指導監督する。

- 4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所(第3条第2項の規定による指定を受けた簡易裁判所を除く。)の主任書記官が二人以上であるときは、上席の主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の裁判所書記官、裁判所速記官及び裁判所速記官補の一般職務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。
- 5 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部又は簡易裁判所の主任書記官が一人であるときは、その主任書記官が、当該支部又は簡易裁判所の訟廷事務をつかさどる。

(訟廷管理官)

第6条

- 1 高等裁判所及び地方裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官を、その他の家庭裁判所に訟廷管理官を置く。

規則第5条第4項に規定する上席の主任書記官及び同条第5項に規定する主任書記官が同条第4項又は第5項の規定によりつかさどる訟廷事務については、第1の2に定める首席書記官の例による。

第1 規則第6条第1項の訟廷管理官の下に置く係

大法廷首席書記官等に関する規則(昭和29年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。)第6条第1項に規定する訟廷管理官の下に、庶務係、事件係及び記録係を置き、各係の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、速記管理官の置かれている地方裁判所にあっては、庶務係の分掌事務は、1の(1)から(7)まで及び(10)とする。

2 最高裁判所の指定する高等裁判所及び地方裁判所の支部並びに簡易裁判所に民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官又は訟廷管理官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所の支部に家事の訟廷管理官及び少年の訟廷管理官又は訟廷管理官を置く。

4 訟廷管理官は、その下に配置された裁判所速記官及び裁判所速記官補の一般執務について指導監督し、かつ、首席書記官又は第5条第4項若しくは第5項の主任書記官の命を受けて訟廷事務（速記管理官の置かれている裁判所にあっては、速記に関する訟廷事務を除く。）をつかさどる。

第6 訟廷管理官の職務

2 訟廷事務

訟廷管理官が規則第6条第4項の規定によりつかさどる訟廷事務とは、第1の2に掲げる事務をいう。ただし、速記管理官の置かれている地方裁判所にあっては、第1の2の(19)及び(20)に掲げる事務を除く。

1 庶務係

(7) 録音反訳に係る庶務に関する事項

第2 規則第6条第2項の訟廷管理官の下に置く係

規則第6条第2項に規定する訟廷管理官の下に、別に指定するところにより、事件係及び記録係の2係又は庶務係、事件係及び記録係の3係を置く。各係の分掌事務は、2係を置く場合の事件係の分掌事務を第1に定める庶務係及び事件係の分掌事務を合わせたものとするほか、第1に定めるところと同様とする。

(注) 「規則」欄には、大法廷首席書記官等に関する規則（昭和29年最高裁規則第9号）を条文順に抜粋して記載し、「運用通達」欄には、大法廷首席書記官等に関する規則の運用について（平成6.7.18総一第183号事務総長依命通達）を、「訟廷管理官の下に置く係について」欄には、訟廷管理官の下に置く係について（平成6.7.18総一第184号総務局長依命通達）を、いずれも関連する「規則」の条文の右側に位置するように掲げた。